

請求には本人確認資料が必要です

戸籍謄抄本等の請求書(広域交付)

長南町長様

令和 年 月 日

①窓口に来た方 (請求者)	住所	電話番号
	フリガナ 氏名	明・大・昭・平・令 年 月 日生
②必要な戸籍等の表示	本 種	* 必要なものに通数を記入して下さい。
	筆頭者の氏名 (戸籍の初めに書かれている方) 氏名	1 戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 【1通450円】 通
	明治・大正 昭和・平成 年 月 日生	2 戸籍全部事項証明(除籍) 【1通750円】 通
	必要な方の氏名 氏名	3 除籍全部事項証明(除籍謄本) 【1通750円】 通
	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日生	4 改製原戸籍謄本 【1通750円】 通
③請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫)	5 届書等情報内容証明書 【1通350円】 ()届 通
	<input type="checkbox"/> 対象者の現在の戸籍	6 届書等情報内容証明書の閲覧 【1通350円】 ()届 通
	<input type="checkbox"/> _____の現在の戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍	7 戸籍電子証明書提供用 識別符号 【1件400円/同時0円】 件
④必要な戸籍の範囲	<input type="checkbox"/> _____が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者が生まれてから現在まで在籍した戸籍	8 戸籍電子証明書提供用 識別符号 【1件700円/同時0円】 件
	<input type="checkbox"/> _____が生まれてから現在まで在籍した戸籍	
	<input type="checkbox"/> _____が____歳から____歳まで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> その他()	

*偽り、その他不正な手段によって交付を受けた場合は、戸籍法第133条の規定により、30万円以下の過料に処せられます。

※職員使用欄

マイナンバーカード 免許証 在留カード 旅券 身体障害者手帳 療育手帳
※2020年2月以前に発行されたものに限る

手数料

円

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。

(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には

広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。